

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5の2第1項

【提出先】 沖縄総合事務局長

【提出日】 2025年11月27日

【会社名】 株式会社沖縄海邦銀行

【英訳名】 THE OKINAWA KAIHO BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 新城 一史

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 沖縄県那覇市久茂地2丁目9番12号

【縦覧に供する場所】 株式会社沖縄海邦銀行コザ支店
(沖縄県沖縄市上地1丁目13番18号)
株式会社沖縄海邦銀行名護支店(やんばる支店内)
(沖縄県名護市字宮里875番地16)
株式会社沖縄海邦銀行宮古支店
(沖縄県宮古島市平良字西里307番地1)
株式会社沖縄海邦銀行八重山支店
(沖縄県石垣市字登野城3番地1)

(注) 上記の店舗は、金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供するものであります。

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取新城一史は、当行の第79期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。